

1月上旬に書類が届いた方は早めに申請手続きを 子育て世帯への臨時特別給付金



支給額 18歳以下児童1人につき **10万円**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から18歳以下の児童1人につき10万円を支給します。(所得制限あり)

次の方は申請手続きが必要です。対象者には1月上旬に申請書類を送付していますので、速やかな申請手続きをお願いします。

なお、申請書様式は、市ホームページでもダウンロードできます。

▶申請手続きが必要な方

①高校生相当年齢の児童を養育する保護者

平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの高校生相当年齢の児童を養育している方
※高校生の年代で、結婚している方は本給付金の対象外です。

②新生児を養育する保護者の方

令和3年9月1日以降生まれの児童を養育している方

③市から児童手当を受給していない公務員など

平成18年4月2日から令和3年8月31日生ま

れの児童を養育している方で、市から令和3年9月分の児童手当を受給していない公務員など

※公務員の方は、中学生以下の児童分の申請に勤務先の証明が必要です。

▶支給日

1月31日(月)から順次

▶申請期限

3月31日(必着)

※ただし、令和4年3月生まれの児童分は4月28日(木)まで(必着)

令和3年9月分の児童手当を市から支給されている方は指定口座に振込み済、ご確認を

みだしの方(平成18年4月2日から令和3年8月31日生まれの児童分が対象)については、次のとおり児童1人につき10万円を児童手当の指定口座に振込んでいますので、確認してください。

振込回数	振込日	振込額
1回目	2021年12月24日	5万円
2回目	2022年1月21日	5万円

《問合せ》市民課 ☎21-9015

または、各振興局市民福祉課

3月1日から申請受付を開始

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

支給額 1世帯あたり **10万円**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して1世帯につき10万円を支給します。

▶対象者

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※いずれの場合も住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は除く

▶手続き

①に該当する可能性がある方には、3月上旬ごろに確認書を郵送しますので、記載内容を確認し、必要事項を記入した上で、返送してください。

②に該当すると思われる方は申請が必要です。3月以降に社会福祉課まで問い合わせてください。

▶申請期間 3月1日(火)～9月30日(金)郵送可

▶受取方法

①の方は確認書の内容を確認後、振り込みます。

②の方は申請に基づき、審査の上決定します。決定後1カ月程度で指定口座に振り込みます。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7031

(2月7日以降 ☎21-9005)

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

18歳以上で2回目接種から8ヵ月以上経過した方

新型コロナワクチン追加接種(3回目)を開始



接種券一体型予診票が届いたら予約手続きを

本市では、18歳以上で2回目接種から8ヵ月以上経過した人を対象に追加接種(3回目)を開始します。2021年8月6日までに2回目接種を終えた方には、すでに接種時に必要な接種券一体型予診票等を郵送していますので、予約方法等について同封の文書で確認し、予約してください。

なお、2021年8月7日以降に2回目接種をした方には、2月4日以降、予診票等を送付します。

【接種券一体型予診票発送・3回目接種時期】

2回目接種	予診票発送時期	3回目接種時期
2021年 8月6日まで	1月14日	1月下旬から
2021年 8月7日以降	2月4日(予定) 以降順次	2月中旬以降 (予定)

65歳以上の方は接種日時・会場を指定

65歳以上(1957年4月1日以前生まれ)で、2021年8月6日までに豊岡市の集団・個別接種会場で2回目の接種を受けた方は、あらかじめ接種日時・場所を指定しています。送付された接種券一体型予診票で確認してください。

なお、指定された日時・場所を変更する場合はコールセンターに連絡してください。また、ワクチン接種は強制ではありませんので、接種を希望しない場合も必ずキャンセル手続きをしてください。

65歳以上の方は8ヵ月を待たず接種できます

65歳以上の方は、2月以降、2回目接種を受けてから7ヵ月以上経過後に追加接種ができるようになりました。

希望する方は、手元に接種券一体型予診票を用意し、右上の表から日程・会場を選び、コールセンターに連絡してください。

【前倒し接種日程】

会場	接種日
豊岡市役所立野庁舎	2月5日(土)、6日(日)
五荘地区コミュニティセンター	2月5日(土)、6日(日)、12日(土)
豊岡市立総合体育館	2月12日(土)、13日(日)、26日(土)、27日(日)
日高文化体育館	2月16日(水)

※太字はファイザー社製、それ以外はモデルナ社製ワクチンを使用します。

※2月5日(土)、26日(土)は新12歳優先です。

※今後、会場・日程を変更する場合があります。

※接種には必ず予約が必要です。

ワクチン未接種で接種希望の方は早めに連絡を

新型コロナワクチンの接種をまだ1回も受けていない方、1回目は受けたが何らかの事情で2回目の接種がまだで、接種を希望する方はコールセンターに早めに連絡してください(インターネット、LINEでは予約不可)。

その他、ワクチン接種に関する問合せもコールセンターにお願いします。

【未接種の方の日程・会場】

	回数	日程	会場
1	1回目	2月5日(土)	五荘地区コミュニティセンター
	2回目	2月26日(土)	総合体育館
2	1回目	3月5日(土)	立野庁舎
	2回目	3月26日(土)	

※ワクチンは、ファイザー社製を使用

※接種には必ず予約が必要です。

《予約・問合せ》

豊岡市コールセンター ☎21-9051

午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日除く)

※関連情報を裏表紙に記載しています。

水道料金の改定は継続審査となりました

水道料金の改定については、12月開催の令和3年度第6回豊岡市議会定例会で審議の結果、継続審査(※)となりました。

今後については、随時、市広報、ホームページなどでお知らせします。

※継続審査・・・委員会審査において会期中に結論が出なかった案件を引き続き次の定例会まで審査すること。 《問合せ》水道課 ☎22-5377

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

